

4月から介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者は、増えていくことが予想されます。このような中、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支え、高齢者も自らの能力を最大限に活用して要介護状態となることを予防することが重要です。

介護予防・生活支援サービス事業

そのための仕組みとして、介護保険制度では、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設されました。

市では、「地域ぐるみの支え合い」の仕組みを推進するため、高齢者を支える体制を整備していきます。この総合事業は、

高額医療・高額介護合算制度

高額医療・高額介護合算制度は、健康保険と介護保険の両方の合計が世帯（※2）で高額になり、限度額（表）に500円を超えた部分の金額について、それぞれの保険から支給される制度です。

ただし、健康保険と介護保険のいずれかの自己負担額が0円の場合は対象になりません。

対象期間は、平成27年8月から平成28年7月までの12か月間です。

支給申請などの受付は、平成28年7月31日現在加入していた健康保険（※3）が窓口になります。

※1：食事代、差額ベッド代、高額療養費などは対象外

※2：同じ健康保険に加入して

定の研修を修了した者などが提供する、掃除・洗濯などの生活援助を行うサービス（訪問型サービスA）や利用者の状況によって、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行うサービス（現行の介護予防訪問介護相当）が受けられます。

●通所型サービス：現行の介護予防通所介護相当（デイサービス）のサービスを受けられます。

※従来の訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具の貸与などのサービスに変更はありません。

一般介護予防事業

一般介護予防事業は、介護予防に関する取組を行う事業で、65歳以上の全ての方を対象とし

いる家族が対象

※3：被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険などの医療保険

▽対象期間に、あきる野市の国民健康保険と介護保険、東京都後期高齢者医療保険に加入し、変更のなかった方 対象の方には、2月中旬に勧奨通知を送付します。必要事項を記載して保険年金課へ提出してください。

▽平成28年7月31日現在、社会保険や国民健康保険組合に加入していた方 当時加入の健康保険に、「介護保険自己負担額証明書」を添えて申請する必要があります。詳しくは、それぞれの健康保険にお問い合わせください。

▽対象となる期間に転入、就職、退職などで健康保険が変わった方 申請を受け付ける健康保険は、平成28年7月31日現在加入している健康保険になります。

▽問合せ 保険年金課国保係、高齢者支援課介護保険係

表 高額医療・高額介護合算制度の限度額

合算対象 所得区分		後期高齢者医療制度＋介護保険	被用者保険か国民健康保険＋介護保険（70歳～74歳の方がいる世帯）	被用者保険か国民健康保険＋介護保険（70歳未満の方がいる世帯）
現役並み所得者		6 7 万円		2 1 2 万円 （※旧ただし書き所得が9 0 1 万円超）
				1 4 1 万円 （※旧ただし書き所得が6 0 0 万円超～9 0 1 万円以下）
一般		5 6 万円		6 7 万円 （※旧ただし書き所得が2 1 0 万円超～6 0 0 万円以下）
				6 0 万円 （※旧ただし書き所得が2 1 0 万円以下）
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	3 1 万円		3 4 万円
	低所得Ⅰ	1 9 万円		

※「旧ただし書き所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。



「ちょこっと共済」は、東京都の全市町村が共同で運営し、住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故に遭った場合、その会費から見舞金を支給する助け合いの制度です。

▽加入コース（別表のとおり）
Aコースは年額1000円で最高300万円の見舞金、Bコースは年額500円で最高150万円の見舞金

▽加入申込書付きパンフレット
2月1日（水）から順次全世帯に



配布します。各加入受付場所でも配布しています。

▽加入受付場所 市民課市民窓口係、五日市出張所市民総合窓口係、五日市ファイナンプラザ（市民課増戸連絡所係）、市内金融機関（りそな銀行、西武信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫、秋川農業協同組合）

▽出張受付 2月19日（日）の午前10時から午後4時まで、イオンモール日の出専門店街2階イオン前で出張受付を行います。

▽共済期間 4月1日～平成30年3月31日（4月1日以降に加入の場合は、申込日の翌日から平成30年3月31日まで）

▽加入（会員）資格 共済期間

あきる野市 地域防災計画（案）に 対する意見を 募集します

市では、災害対策基本法の改正や東京都地域防災計画との整合性を図るため、市の地域防災計画の見直しを行います。この計画案について、多くの意見を反映させるため、皆さんの意見を募集します。

▽閲覧場所 情報公開コーナー（市役所4階）、地域防災課、五日市出張所、中央公民館、各図書館

※市ホームページでも閲覧できます。

▽意見の提出方法など

開始日に市内に在住で住民登録のある方、会員と生計が同じで就学のため東京都の市町村以外に転出している方

▽問合せ 地域防災課防災安全係

別表 災害等級と見舞金額

等級	交通災害の程度（交通災害を受けた日から1年以内）	Aコース	Bコース
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上	25万円	16万円
4等級	入院日数10日以上30日未満、または実治療日数30日以上	9万円	6万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満	5万円	3万円
6等級	実治療日数10日未満	3万円	2万円

音訳ボランティアの協力により作成をしている、デジ版広報あきる野（音声版広報）のCDを各図書館で貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならなどなくても利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。